様式第９号（第13条関係）（表面）

市　町　村　等　職　員　退　職　票

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①令和　　年　　月　　日交付 | ②構成団体名 |  |
|  | 退職した職員 | ③氏　　　　名 |  | ④性別 | 男・女 | ⑤生年月日及び年齢 | 　　　年　　月　　日 満　　歳 |
| ⑥住所又は居所 |  | ⑩勤続期間 |  年　　　月 |
| ⑦就職年月日 | 　　年　　月　　日 |  給与⑨ 形態 | （Ａ）月給・旬給・週給等 |  受給資格⑪ 区 分 | （Ａ） | 一般受給資格 |
| （Ｂ） | 高年齢受給資格 |
| ⑧退職年月日 |  年　　月　　日 | （Ｂ）日給・時間給・出来高払制等 |
| （Ｃ） | 特例受給資格 |
| ⑫失業者の退職手当算定の基礎となる給与総額 | （Ａ）基本となる給与が月、週その他一定の期間によって定められている者 | （Ｂ）基本となる給与が、日、時間、出来高払制その他の請負制によって定められている者 | ⑬賃金日額算定の根拠及び額、基本手当の額、所定給付日数及び待期日数 |
| 　退職の月前６月に支払われた給与の総額 | 退職月前６月における労働日数 | （ア）日、時間、出来高払制その他の請負制による給与 | （イ）月、週その他の一定の期間によって定められていた給与 | 賃金日額 円算定の方式基本手当日額 円所定給付日数 日待期日数 日 |
| １給料月額２扶 養 手 当３超過勤務手当４　　　　手当５　　　　手当６　　　　手当７　　　　手当８ 手当９　　　　手当10　　　　手当合　　　計 |  円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 |
| 月分 | 日 |  |  |
| 月分 | 日 |  |  |
| 月分 | 日 |  |  |
| 月分 | 日 |  |  |
| 月分 | 日 |  |  |
| 月分 | 日 |  |  |
| 合　　計 |  |  |
| ⑭退職時に支給された退職手当 |  円 | 説明欄 |  | ⑮退職時の給料月額 |  円 |
| ⑯退職事由 | 裏面のとおり |
| ⑰上記の記載事項を確認する。 （退職した職員の氏名）  |
| ⑱構成団体 | 所　在　地 |  |
| 名　　　称 |  |
| ⑲退職時の任命権者の氏名及び印 |  印 |
| ※任命権者の記載欄 |  |
| 公所共記職載業欄安定 | 　　令和　　　年　　　月　　　日求職申込手続を完了したことを証明する。 |
| 公共職業安定所長認定事項 |  |
| 　　令和　　　年　　　月　　　日公共職業安定所長　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印　 |

注　意

１　退職した職員は記載した事項に誤りがあるときは、速やかに管理者に申し出て訂正を受けること。

２　この票の交付を受けたときは、速やかに住所又は居所を管轄する公共職業安定所に出頭の上提出すること。ただし、退職後公共職業安定所に出頭しないまま退職の日の翌日から１年以内に再び職員となった場合には、この票を再就職した所属市町村長に提出すること。

３　基本手当の日額に相当する退職手当の支給を受けることのできる期間は、原則として、退職の日の翌日から１年間（これを支給期間という。）であること。その１年間に妊娠、出産、育児、疾病又は負傷等の理由で、引き続き30日以上職業に就くことができない者については、秋田県市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第19条第２項に定める所定の期限までに管理者に届け出ることにより、これらの理由により職業に就くことができない日数を１年に加えた期間（最大限４年）となること。様式第９号（裏面）

|  |
| --- |
| ⑯退職事由（退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があるので、適正に記入してください） |
| 任　命権　者記載欄 | 退職者記載欄 | 退　　職　　の　　事　　由 | 　 ※公共職業安定所記　載　欄 |
| □□□□□□□□□□□□ |  |  | １　定年、任用期間満了等によるもの |  |
|  |  |  | （１）定年による退職（定年　　　　歳）（２）任用期間満了による退職 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  | ２　任命権者からの働きかけ等によるもの |
|  |  |  | (１)　懲戒免職等処分(２)　地方公務員法第28条４項の規定による失職又はこれに準ずる退職(３)　地方公務員法第28条第１項第２号の規定による免職又はこれに準ずる処分(４)　地方公務員法第28条第１項第１号又は第３号の規定による免職又若しくはこれに準ずる処分(５)　地方公務員法第28条第１項第４号の規定による免職の処分(６)　秋田県市町村職員の退職手当に関する条例第９条の２各号に規定する者(７)　その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由による退職で任命権者が構成団体の長の承認を得た者 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  | ３　公務上の傷病による退職 |
|  |  |
|  |  | ４　職員の個人的な事情に起因する退職 |
| □□□□□□ |  |
|  |  | (１)　職務に耐えられない体調不良、けが等があつたため(２)　妊娠、出産、育児等を行う必要があったため(３)　家庭の事情の急変（父母の扶養、親族の介護等）があったため(４)　配偶者等との別居生活が継続困難となったため(５)　転居により通勤困難となったため（新住所：　　　　　　　　　　　　　　　　）(６)　その他（具体的に　　　　　　　　　　　　　　） |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  | ５　その他（１－４のいずれにも該当しない場合） |
|  |  |
|  | 具体的事情記載欄（任命権者用） |  |
|  |  |